

介護予防通所介護相当サービスの場合(1ヶ月あたり)

介護度	基本料金 (送迎代・入浴代含)①	サービス提供体制強化加算Ⅱ②	介護職員処遇改善加算Ⅰ③(注1)	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ④(注1)	地域区分7級地⑤	食材料費 (保険外の負担額)	合計 1ヶ月に4回、または8回利用した場合
事業対象者(週1回)	1,672円/月	72円/月	116円/月	24円	30円/月	600円/日	4,314円(1,672+72+116+24+30+600×4日)
事業対象者(週2回)	3,428円/月	144円/月	224円/月	46円	57円/月		8,699円(3,428+144+224+46+57+600×8日)
要支援1(週1回)	1,672円/月	72円/月	116円/月	24円	30円/月		4,314円(1,672+72+116+24+30+600×4日)
要支援2(週2回)	3,428円/月	144円/月	224円/月	46円	57円/月		8,699円(3,428+144+224+46+57+600×8日)

通所介護 6時間以上～7時間未満の場合(1日あたり) 【帰りの送迎15:40から】

介護度	基本料金①	入浴加算②	サービス提供体制強化加算Ⅱ③	介護職員処遇改善加算Ⅰ④(注2)	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ⑤(注2)	地域区分7級地⑥(注2)	介護保険内の負担額の合計	食材料費 (介護保険外の負担額)	合計 (入浴を実施した場合)
要介護1	581円	55円 または 40円	18円	43円	9円	11円	717円	600円	1,317円
要介護2	686円			49円	10円	13円	831円		1,431円
要介護3	792円			56円	11円	15円	947円		1,547円
要介護4	897円			62円	13円	16円	1,061円		1,661円
要介護5	1,003円			68円	14円	18円	1,176円		1,776円

※入浴加算は55円で計算しています。

7時間以上～8時間未満の場合(1日あたり) 【帰りの送迎16:40から】

介護度	基本料金①	入浴加算②	サービス提供体制強化加算Ⅱ③	介護職員処遇改善加算Ⅰ④(注2)	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ⑤(注2)	地域区分7級地⑥(注2)	介護保険内の負担額の合計	食材料費 (介護保険外の負担額)	合計 (入浴を実施した場合)
要介護1	655円	55円 または 40円	18円	47円	10円	12円	797円	600円	1,397円
要介護2	773円			54円	11円	14円	925円		1,525円
要介護3	896円			62円	13円	16円	1,060円		1,660円
要介護4	1,018円			69円	14円	18円	1,192円		1,792円
要介護5	1,142円			76円	15円	20円	1,326円		1,926円

※入浴加算は55円で計算しています。

注1 介護職員処遇改善加算Ⅰ及び地域区分7級地の金額は、利用日数等によって変わってきます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ③は、1カ月の総額【{(①+②)}×59/1000】で算定されます。

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ④は、1カ月の総額【{(①+②)}×12/1000】で算定されます。

地域区分7級地⑤は、1カ月の総額【{(①+②+③+④)}×14/1000】で算定されます。

注2 介護職員処遇改善加算Ⅰ及び地域区分7級地の金額は、利用日数等によって変わってきます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ④は、1カ月の総額【{(①+②+③)}×利用日数×59/1000】で算定されます。

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ⑤は、1カ月の総額【{(①+②+③)}×利用日数×12/1000】で算定されます。

地域区分7級地⑥は、1カ月の総額【{(①+②+③)}×利用日数+④+⑤}×14/1000】で算定されます。

◎その他の加算

☆事業所が送迎を行わない場合:基本料金から片道の場合47円を差し引きます。(原則として利用表に計画されている場合に限りです。但し、予防の方は除きます。)

☆認知症加算:60円/日 この加算に関しては、認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して加算を算定します。

☆中重度者ケア体制加算:45円/日 デイサービス利用者全員に対して加算を算定します。

☆個別機能訓練加算Ⅰイ(56円/日)・個別機能訓練加算Ⅰロ(85円/日)・個別機能訓練加算Ⅱ(20円/月)・機能訓練指導員等が個別訓練計画書に基づき、利用者に対し計画的に機能訓練を行った場合に算定します。

☆科学的介護推進体制加算(40円/月)デイサービス利用者全員に対して加算を算定します。

☆口腔機能向上加算Ⅰ(150円/月)・口腔機能向上加算Ⅱ(160円/月)

上記の、認知症加算・中重度者ケア体制加算・個別機能訓練加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱにつきましては、算定要件を満たしてからの算定となります。但し、予防の方は除きます。

科学的介護推進体制加算・口腔機能向上加算Ⅰ、Ⅱにつきましては、算定要件を満たしてからの算定となります。

☆運動器機能向上訓練加算(225円/月)・機能訓練指導員等が運動器向上計画に基づき、利用者に対し計画的に機能訓練を行った場合に算定します。(但し、通所介護は除きます。)

☆令和3年9月30日までは、基本料金に0.1%が加算された請求金額となります。